

山村振興基本方針書

都道府県名	三重県
作成年度	平成17年度
改定年度	平成27年度
改定年度	令和7年度

I 地域の概況

(1) 自然条件

本県の振興山村は南北に長く分布しており、下記のとおり北勢、中勢北部、中勢南部、南勢、伊賀及び東紀州地域に区分できます。

地域区分	市町名 2025/4/1 現在	旧市町村の区域名 (●全域指定、○一部指定)	
北勢	いなべ市	北勢町	○十社
		藤原町	○立田
	亀山市	亀山市	○白川、野登
		関町	○加太、坂下、明
中勢北部	津市	美里村	○長野
		白山町	○家城、倭
		美杉村	○竹原、八知、八幡、多気、下之川
中勢南部	松阪市	飯南町	○粥見
		飯高町	●宮前、川俣、森、波瀬
		嬉野町	○宇気郷、中郷
	多気町	勢和村	○五ヶ谷
	大台町	宮川村	●萩原、領内、大杉谷
南勢	鳥羽市	鳥羽市	○加茂
	南伊勢町	南勢町	○穂原、神原
		南島町	○吉津、島津
	大紀町	大宮町	●滝原、七保
		紀勢町	○柏崎
		大内山村	●大内山
度会町	度会町	○小川郷、一之瀬、中川	
伊賀	伊賀市	上野市	○丸柱
		阿山町	○玉滝、丸柱
		大山田村	○布引、阿波
		青山町	○上津、矢持
名張市	名張市	○国津	
東紀州	紀北町	紀伊長島町	○赤羽
		海山町	○相賀、船津
	熊野市	熊野市	○神川、五郷、飛鳥、神志山
		紀和町	●上川、入鹿、西山
	御浜町	御浜町	○尾呂志
	紀宝町	紀宝町	○相野谷、御船

*本方針における振興山村のデータは、特に記載のない限り、振興山村の指定を受けた区域のデータを示しています。

指定を受けていない区域のデータを含む場合は、《データ出典》に「市町全体」と記載しています。

本県の振興山村の総面積は、表1のとおり248,496ha(H27)で、県全体の43%を占めています。平均気温は全域が概ね16℃前後ですが、年間降水量は一番少ない伊賀地域と一番多い東紀州地域とで約3倍の差があります。

(表1：地域毎の自然条件)

地域区分	振興山村総面積(ha)	国立・国定・県立 自然公園面積(ha)	年間平均気温 (℃)	年間降水量 (mm)	気象観測地点
北勢	18,543	5,963	15.8	1,951	四日市
中勢北部	26,617	22,291	16.9	1,745	津
中勢南部	70,199	73,306	15.3	2,249	粥見
南勢	52,270	46,269	16.1	2,659	鳥羽
伊賀	21,108	8,216	15.3	1,527	上野
東紀州	59,759	6,272	17.0	4,148	尾鷲
振興山村全体	248,496	162,317			
県全体	577,445	208,477			

《データ出典》振興山村、県全体：農林業センサス（総面積）

振興山村（市町全体）、県全体：みどり共生推進課資料（自然公園面積）

気象数値は各観測地点のアメダス統計データの10年平均値

□北勢地域

北勢地域は鈴鹿山脈の山麓にあり、一部は鈴鹿国定公園内にあります。冬季に積雪の見られる地域もあります。

□中勢北部及び中勢南部地域

中勢北部及び中勢南部地域は布引山系、台高山脈の東に位置し、雲出川、櫛田川及び宮川の上流域に存在し、これらの地域の多くが吉野熊野国立公園、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園、香肌峡県立自然公園、奥伊勢宮川峡県立自然公園区域内にあります。

□南勢地域

南勢地域はその多くが宮川右岸に存在し、一部は熊野灘沿岸部の伊勢志摩国立公園内にある比較的温暖な降雨量の多い地域です。

□伊賀地域

伊賀地域は伊賀盆地にある内陸型地域で、降雨量が少なく、その一部は室生赤目青山国定公園区域内にあります。

□東紀州地域

東紀州地域は大台ヶ原山系と熊野灘の間に位置する温暖多雨地帯で、その一部は吉野熊野国立公園区域内にあります。

(2) 人口の動向

(表2：人口の動向)

	人口(人)		人口増減率(%) (S40 との比較)		若年者比率(%)		高齢者比率(%)	
	振興山村全体	県全体	振興山村全体	県全体	振興山村全体	県全体	振興山村全体	県全体
S40	136,118	1,514,467			19	27	10	7
S60	110,941	1,747,311	△18	15	15	19	18	12
H17	89,715	1,866,963	△34	23	12	16	34	22
H22	83,889	1,854,724	△38	22	11	15	37	24
R2	68,040	1,770,254	△50	16	9	13	46	30

(若年者：15才～29才、高齢者：65才以上)《データ出典》振興山村、県全体：国勢調査

(表3：地域別の人口 (R2))

地域区分	人口(人)	人口密度(人/ha)	若年者比率(%)	高齢者比率(%)
北勢	6,575	0.35	11.7	38.7
中勢北部	7,493	0.28	8.4	50.2
中勢南部	12,105	0.17	8.6	47.4
南勢	20,627	0.39	9.9	43.4
伊賀	5,509	0.26	8.4	50.2
東紀州	15,731	0.26	7.3	46.8
振興山村全体	68,040	0.27	9.0	45.7
県全体	1,770,254	3.07	13.3	30.2

《データ出典》振興山村、県全体：国勢調査（面積は農林業センサス）

振興山村においては、表2のとおり、昭和40年と比較すると人口が約5割も減少しており、県全体で約2割弱増加しているのに対して対照的な動態となっています。また、振興山村において高齢者比率は昭和40年と比較して36ポイントも増えて約46%になっており、県全体と比較して16ポイント多くなっています。

地域別の人口は表3のとおりで、すべての地域で人口密度が県全体と比較して大幅に低くなっています。若年者比率は、北勢地域で11.7%と県平均との差が1.6ポイント少ないのに対して、東紀州地域は、その差が6ポイントまで広がっています。

(3) 産業構造

①産業別就業者数

(表4：産業別就業人口の推移)

	就業人口(人)		産業別就業人口の割合(%)					
			第1次産業		第2次産業		第3次産業	
	振興山村全体	県全体	振興山村全体	県全体	振興山村全体	県全体	振興山村全体	県全体
S40	65,272 (100)	753,245 (100)	56	33	22	30	22	37
S60	54,264 (83)	851,383 (113)	20	10	39	38	41	52
H17	42,350 (65)	922,622 (122)	10	5	32	33	58	62
H22	37,362 (57)	895,097 (119)	9	4	29	31	62	65
R2	30,039 (46)	837,364 (112)	8	6	27	31	64	63

《データ出典》振興山村、県全体：国勢調査

昭和40年と比較すると、振興山村における第1次産業就業人口の割合は大幅に減り、第3次産業就業人口の割合が増えています。それでも、県全体と比較すると、第1次産業就業人口の割合は2ポイント高くなっています。

一方、振興山村における全体の就業人口は、昭和40年より54ポイント減少しており、県全体では昭和40年より12ポイント増えているのに対して対照的な動態となっています。

(表5：地域別の産業別就業人口 (R2))

地域区分	就業人口(人)	就業人口比率(%)		
		第1次産業	第2次産業	第3次産業
北勢	3,159	7	38	55
中勢北部	3,217	7	24	69
中勢南部	5,275	10	29	61
南勢	9,346	8	25	67
伊賀	2,512	11	34	55
東紀州	6,530	8	24	68
振興山村全体	30,039	8	27	64
県全体	837,364	6	31	63

《データ出典》振興山村、県全体：国勢調査

地域別にみると、北勢及び中勢北部地域で第1次産業の割合が低く、中勢南部及び伊賀地域で高くなっています。

②第1次産業就業人口の推移

(表6：第1次産業就業者数の推移)

年度	就業人口(人)						
	農業		林業		漁業		
	振興山村全体	県全体	振興山村全体	県全体	年度	振興山村全体	県全体
S40	27,816	215,861	4,449	6,151	S38	1,897	43,968
S60	13,859	100,887	2,227	3,547	S58	1,087	22,255
H17	5,802	57,810	580	1,047	H15	670	12,261
H22	4,374	42,623	527	1,255	H25	400	7,791
R2	1,769 (国勢調査)	20,993 (国勢調査)	387	930	R5	211	4,220

《データ出典》振興山村、県全体、農業：農林業センサス、林業：国勢調査、漁業：漁業センサス

第1次産業就業者数は、昭和40年と比較すると、いずれも大幅に減少しています。

③主副業別個人経営体数（農業経営体）

（表7：地域別の主副業別個人経営体数の割合（R2））

地域区分	農業経営体 (個人経営体数)	個人経営体数の割合		
		主業	準主業	副業的
北勢	276	8.0	7.6	84.4
中勢北部	254	4.3	9.8	85.8
中勢南部	417	9.1	10.3	79.4
南勢	462	7.1	9.3	77.3
伊賀	388	3.9	14.7	81.4
東紀州	332	10.8	6.0	83.1
振興山村	2,129	7.3	9.8	81.3
県全体	18,132	10.0	14.5	75.6

《データ出典》振興山村、県全体：農林業センサス

振興山村における副業的個人経営体数の割合は、県全体に比べ高くなっています。地域別にみると、東紀州地域は他の地域と比較すると主業経営体の割合が高くなっています。

④産業別生産額

（表8：地域別の産業別生産額の割合（R4））

地域区分	総生産額(百万円)	生産額の割合(%)※		
		第1次産業	第2次産業	第3次産業
北勢	905,189	0.4	75.5	22.9
中勢北部	1,267,580	0.9	27.2	70.7
中勢南部	665,006	1.3	30.3	67.2
南勢	124,434	6.5	19.6	72.6
伊賀	808,243	1.1	54.1	43.6
東紀州	144,156	5.9	27.8	65.1
振興山村全体	3,914,608	1.3	44.2	53.3
県全体	8,490,601	0.9	43.7	54.2

《データ出典》振興山村（市町全体）、県全体：三重県民経済計算

※別途、輸入品に課される税・関税等分が約1.2%あるため合計は100になりません。

振興山村における総生産額に占める第1次産業の生産額の割合は、県全体に比べ若干高くなっています。地域別にばらつきがみられ、南勢地域、東紀州地域においては他の地域と比較すると高くなっています。

⑤一人あたりの所得

(表9：一人あたりの所得の推移)

	一人あたりの所得(千円)		県平均に 対する指数
	振興山村平均	県平均	
S40	182	211	86
S60	1,774	2,062	86
H17	2,732	3,152	87
H24	2,484	2,932	85
R4	2,731	3,227	85

《データ出典》振興山村（市町全体）、県全体：三重県民経済計算

一人あたりの所得は、県平均と比較して格差は解消されておらず、令和4年度のデータでは県平均より15ポイント少ない水準に留まっています。

(表10：地域別の一人あたり所得(R4))

地域区分	一人あたりの所得(千円)	県平均に対する指数
北勢	3,586	111
中勢北部	3,327	103
中勢南部	2,813	87
南勢	2,411	75
伊賀	2,972	92
東紀州	2,440	76
振興山村平均	2,731	85
県平均	3,227	100

《データ出典》振興山村（市町全体）、県全体：三重県民経済計算地域毎のデータは市町データの単純平均

また、地域別に見ると、北勢及び中勢北部は県平均より高いものの、他の地域では格差が大きく、特に南勢地域においては県平均より25ポイント少ない水準となっています。

⑥財政力指数

(表11：財政力指数)

地域区分	R2～R6 平均	
	指数	県平均に対する指数
北勢	0.822	145
中勢北部	0.683	120
中勢南部	0.445	78
南勢	0.291	51
伊賀	0.637	112
東紀州	0.273	48
振興山村	0.449	79
県全体	0.568	100

《データ出典》振興山村（市町全体）、県全体：市町行財政課資料、地域毎データは市町データの平均値

地域によって差が大きく、また市町村合併により傾向が分かりにくくなっている部分はありますが、

全体としては北勢及び中勢北部、伊賀地域においては、県平均を上回っているものの、中勢南部、南勢、東紀州においては、大きく下回っています。

(4) 土地利用の状況

(表12: 地域別の土地利用の状況)

(ha、%)

地域区分	総土地面積	耕地面積	耕地率	耕作放棄地率	耕地の種類別割合※			林野率
					田	普通畑	樹園地	
北勢	18,543	478	2.6	45.8	78.5	11.7	9.8	77.5
中勢北部	26,617	321	1.2	29.9	87.2	6.5	6.2	85.0
中勢南部	70,199	564	0.8	30.5	61.9	11.7	26.8	89.8
南勢	52,270	572	1.1	56.6	83.9	5.8	10.7	87.8
伊賀	21,108	589	2.8	22.4	94.9	4.4	0.0	81.5
東紀州	59,759	439	0.7	48.3	64.5	3.9	31.0	85.9
振興山村	248,496	2,963	1.2	39.0	78.5	7.4	14.0	85.1
県全体	577,445	42,504	7.4	17.9	84.2	8.6	7.2	64.3

《データ出典》振興山村、県全体：農林業センサス※端数整理の関係で合計は100になりません。

振興山村は、県全体と比較すると林野率が高く耕地率が低いほか、耕作放棄地率が約2倍高くなっています。耕地の種類別の割合では、中勢南部地域と東紀州地域で樹園地の割合が高くなっています。

(5) 生活環境整備状況

(表13: 生活環境の整備状況)

地域区分	人口10万人あたり医師数(H22)(人)	生活排水処理施設の整備率(R6)(%)
振興山村全体	218	89.1
県全体	199	90.0

《データ出典》振興山村(市町全体)、県全体：医師・歯科医師・薬剤師調査、三重の環境

生活排水処理施設の整備率は振興山村と県全体でほぼ同じ割合となっています。

(6) 国土保全

(表14: 地域別国土保全施設の状況)

地域区分	保安林面積(ha)				砂防指定地(ha)	地すべり防止区域(ha)	急傾斜地崩壊危険区域(ha)
	計	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備			
北勢	9,785	4,135	5,623	27	11,419	24	141
中勢北部	11,366	7,741	3,591	34	396	509	160
中勢南部	36,802	29,078	7,704	20	787	35	126
南勢	16,872	13,162	3,681	29	695	14	304
伊賀	7,539	3,285	4,245	9	7,613	111	255
東紀州	25,981	17,114	8,819	48	3,479	45	212
振興山村	108,345	74,515	33,663	167	24,389	738	1,198
県全体	124,107	80,852	43,076	179	80,525	772	1,459

《データ出典》振興山村(市町全体)、県全体：森林・林業統計書(保安林R5)、県土整備部資料(R6)

振興山村の保安林は、県全体の約87%を占めており、水源かん養や土砂流出防止などの公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

Ⅱ現状と課題

(1) これまでの山村振興対策の現状

昭和40年の山村振興法の制定により、本県では昭和46年度までに30市町村（合併により平成27年4月現在16市町）を振興山村として指定し、昭和41年度から現在に至るまで山村振興対策を実施しています。

第1期対策（昭和40年度～47年度）では、所得格差の是正をはじめ、山村の産業、文化、生活全般にわたる地域格差を是正することを目的に、交通施策及び産業基盤施策を中心に事業が実施されました。第2期対策（昭和47年度から54年度）では、山村地域の特性に応じた開発整備がさらに推進され、産業生産基盤施策及び国土保全施策を中心に事業が実施されました。第3期対策（昭和54年度～平成2年度）では、山村における定住条件の整備を中心に、交通施策、産業の生産基盤施策、国土保全施策に加え、社会環境施策にも大きなウェイトがおかれしました。第4期（新山村振興）対策（平成3年度～10年度）では、都市との交流にふさわしい環境を整備することを目的に、交通施策、産業生産基盤施策、社会環境施策、国土保全施策に加え、観光施策に関する事業にもウェイトがおかれしました。第5期対策（平成11年～16年度）では、多様な生活様式に対応できる豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する活力ある山村社会を構築することを目的に、交通施策、産業基盤施策、社会環境施策、国土保全施策、交流施策を中心に事業が実施されました。元気な地域づくり交付金（平成17年度～18年度）では、格差是正のための生活環境整備と併せて、都市と山村との交流や獣害被害の防止についての取組にも重点が置かれ実施されました。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（平成19年度～27年度）では、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進するための施策を中心に事業が実施されました。農山漁村振興交付金（平成28年度～）では、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援するための事業が実施されています。

(2) 山村振興の現状と課題

これまでの対策により、産業基盤及び生活環境の整備等を実施し他の地域との格差是正に取り組みましたが、一人当たり所得を比較すると、格差は依然として解消されていません。人口については、県全体でも減少に転じたところですが、山村地域では従前から急速なスピードで減少が進んでおり、昭和40年との比較では5割減の状況です。その間、若年者比率は約半分となる一方で、高齢者比率は約4倍となり、いびつな人口構成割合となった結果、集落におけるコミュニティ機能の低下が進行しています。併せて、山村地域の基幹産業である農林水産業に従事する人口の減少も進み、荒廃林や遊休農地の増加が課題となっています。

今後の山村振興に当たっては、従来から取り組んできた格差是正という視点に加え、山村が有する多面的機能の維持・発揮は県全体の発展につながることで、そして急激に進行する人口減少にどう対応して集落機能を維持していくかという視点が必要です。

多面的機能の維持・発揮のためには、基幹産業である農林水産業の振興をはじめ、地域内発型産業を振興することにより、小さな経済を回し、所得の確保、雇用機会の創出を図ることが重要です。また、「子育て」

環境の整備のほか「学ぶ」「働く」「暮らす」の各ライフシーンに対応した環境整備を進めるとともに、都市住民や企業などの多様な主体との交流や移住取組を促進し、人口減少に歯止めをかけるための集落づくりが求められます。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

山村地域では、道路、情報通信、生活環境等の整備水準が依然として低位な状況にあるほか、基幹産業である農林水産業の停滞や所得の低迷、雇用機会の減少等から人口流出や高齢化が他地域に比べ顕著に進んでおり、このままでは山村地域が有する多面的機能の発揮を支える集落機能が衰退していくおそれがあります。山村地域における人口減少に歯止めをかけ、維持・発展につなげていくためには、生活基盤や産業基盤の格差是正といった「守りの対策」と、所得向上と雇用確保に向けた産業振興といった「攻めの対策」を両輪として推進することが必要です。

このため、生活環境の整備、高齢者福祉の増進、教育環境の整備等を進めることで住民福祉の向上を図り、ハード・ソフトの対策を総合的に進めながら山村地域の定住の促進につなげていく必要があります。併せて、山村地域の特性を生かし、地域の努力と創意工夫の下で、農林水産物等の地域資源を活用した地域内発型の産業振興により、山村地域の所得と雇用の確保を図っていくことが重要です。

これらを達成するため、次の基本目標を掲げ、以下の基本的事項を実施します。

【基本目標】

- 地域資源を活用した個性豊かで特色のある地域づくり
- 農林水産業振興、地域内発型産業振興をととした地域経済の活性化
- 山村が有する多面的機能の維持・増進
- 都市や企業など多様な主体との共生・対流の促進
- 生活基盤整備、住民福祉対策等のハード・ソフト対策を総合的に推進

(1) 交通施策に関する基本的事項

山村地域における国・県・市町道は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活の基盤として重要な役割を果たしています。高規格道路や国道などの幹線道路の整備は進みつつあるものの、依然として道路ネットワークの根幹となる高規格道路において未整備区間が存在しています。

また、災害時の救助・救援活動や迅速な復旧・復興を可能とする道路整備や、高齢化する道路施設の適正な維持管理・更新を行う必要があります。これらのことから、高規格道路等の整備を促進するとともに、緊急輸送道路の整備や、道路施設の計画的な修繕・更新などに取り組みます。

さらに、山村地域においては、近年のモータリゼーションの進展等により公共交通機関の利用者が大きく減少し、路線の廃止や運行本数の削減が行われ、地域住民に不可欠な交通サービス・移動手段の確保が困難な状況が生じていることから、日常生活に必要なバス路線などの維持確保および乗合タクシー、日本版ライドシェアや自動運転技術等の導入により、交通空白の解消を促し、地域旅客運送サービスの持続的な提供を進めるとともに、地域住民の生活に直結する物流の維持・確保のため、持続可能な物流の実現に向けた取組を促進します。

リニア中央新幹線については、東京・名古屋間の先行開業、更には、東京・大阪間の全線開業を見据え、それぞれの開業がもたらす効果を最大限に引き出し、山村地域を含む県内全域に波及・発展させるための取

組を進めます。

なお、道路網の整備に当たっては、今後の集落の動向等を踏まえて計画的に整備を行うとともに、山村から救急医療機関等にアクセスしやすい「命のみち」が整備されるように配慮します。

- 1 災害直後から緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路の整備や、道路施設の耐震化および修繕、法面の防災対策を推進します。
- 2 避難路として住民の身近な生活道路のうち、狭小で通行に支障のある生活道路を他の避難路と関連して拡幅整備する市町を支援します。
- 3 道路施設が将来にわたって機能を充分発揮するよう、点検・診断・措置・記録を確実に実施し、効果的・効率的な修繕・更新等を進めます。
- 4 産業の振興と生活の利便性を確保するため、基幹的な市町道について、必要に応じて県の代行整備の活用を図ります。
- 5 道路ネットワークの根幹となる高規格道路等の整備を促進します。
- 6 生活交通を確保するため、鉄道およびバス路線の維持確保や乗合タクシーおよびライドシェアの導入等を推進します。
- 7 物流の効率化や人材の確保など、物流事業者による持続可能な物流の実現に向けた取組を支援します。
- 8 リニア三重県駅を核とした交通ネットワークの形成やまちづくりに向けた取組を進めます。

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

県内全市町に高速大容量の情報ネットワークが整備され、都市と山村地域との情報通信格差は是正されつつあるものの、山間部が多い山村地域では携帯電話の使えないエリアが存在するなど移動通信の格差が依然残っています。このため、移動通信用鉄塔施設整備などにより格差是正に取り組みます。

また、安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、保健・医療・福祉、防災・安全、住宅など様々な分野でデジタル技術の活用を図ります。

- 1 携帯電話不通話地域の解消に向けて、市町と共に取り組みます。
- 2 県民の利便性向上のため、行政手続のデジタル化やGIS（地理情報システム）の普及・活用を促進します。
- 3 住民サービスの向上や業務の効率化を進めていくために、県と県内各市町とでDX推進に向けた取組を行います。
- 4 既存の情報ネットワークを活用し、医療・福祉連携、生活弱者支援、防災情報共有などの情報化を進めるとともに、ICTを活用した起業や地域情報の発信などを通じた地域コミュニティ活性化を図ります。

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

山村地域は、基幹産業である農林水産業において、後継者不足や担い手の高齢化による活力低下を招いており、遊休農地の増加や森林の荒廃が進むとともに、山村地域が果たしてきた多面的機能の持続的な発揮も危ぶまれる状況となっています。このことから、持続的な農林水産業経営を支援するため、農林水産業の生産基盤の整備に取り組むほか、農林水産物の地域ブランド化や6次産業化、農商工連携の支援により、農林

水産物の付加価値を高める取組を行います。

また、雇用の場を維持・創出するため、意欲ある中小企業の活動支援や企業誘致に取り組むほか、裾野の広い観光関連産業などの振興に重点的に取り組みます。

〔農林水産業〕

- 1 市町が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道について、必要に応じて、県の代行整備を推進します。
- 2 農業の生産性向上や農村地域の利便性・快適性向上を図るため、関係機関・地元との連携・調整に努め、生産基盤や生活環境の整備を進めます。
- 3 林業の生産性向上に資する林道の整備を着実に推進するとともに、老朽化した施設の必要な補強及び更新等の対策を行います。
- 4 県産材を安定的に供給するため、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等による搬出の低コスト化を進め、木材産業の事業基盤の強化、加工・流通の合理化を推進します。また、木材輸出等の県産材の新たな需要拡大に取り組みます。
- 5 水産資源の持続的利用と安全で効率的な供給体制を構築するため、漁場環境の整備や、漁業関連施設の整備を推進します。
- 6 県産農産物等の付加価値向上に向け、研修会や交流会の開催などにより事業者間のマッチングを行い、異業種の連携による新商品やサービスの開発を促進します。
- 7 地域農林水産物の特徴を生かした戦略的なブランド化に向けた取組を支援します。

〔その他〕

- 1 地域産業（地場産業、伝統産業等）の経営改革を促進するため、農商工連携、地域産業資源を生かした新たな需要創造の取組など、改革意欲の高い取組を重点的に支援します。
- 2 雇用の維持・創出、地域の活性化につなげるため、地域の特性を活かした企業誘致活動を展開します。
- 3 各種の税制等優遇制度を活用して、企業の立地や新規設備投資を促進します。
- 4 顧客満足度の高いサービスを提供できる観光関連産業の育成、観光の多様性に着目した観光資源の新規開拓による周遊性・滞在性の向上、地域が一体感を持って観光地域づくりを行うための「ブランドづくり」、「地域ストーリーづくり」等を進めます。

（４） 産業振興施策に関する基本的事項

山村地域においては、他地域と比較すると農林水産業の比重が高く、県産材や柑橘、茶、畜産物、沿岸漁業、養殖水産品などが産地化されています。しかし、いずれも後継者不足や担い手の高齢化が顕著であるほか、生産コストの増加、農林水産物の価格の形成において、需給事情及び品質評価が適切に反映されていないことなどにより厳しい情勢が続いています。これらのことから、生産性向上・経営効率化の促進に加えて、消費者の多様化するニーズに的確に対応したきめ細かな対応など、生産から加工・流通・販売に至るまでの支援を総合的に推進します。一方、食品の偽装表示や異物混入などが発端となり、消費者の食の安全・安心への関心が高まっているため、食品事業者の自主衛生管理や食の安全性に関する情報公開の促進をとおして、食の安全・安心の確保に取り組みます。

また、山村地域の基幹産業である農林水産業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、その土地の資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大となるよう、農林水産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を推進します。

さらに、山村地域の優れた景観・環境や食、伝統文化等を観光資源として活用しつつ、都市との交流を促進します。

〔農業〕

- 1 国の食糧政策等を効果的に活用して、消費動向を踏まえた米の生産拡大や食品産業事業者等のニーズを踏まえた麦、大豆、新規需要米等の生産拡大を進めます。
- 2 野菜や果樹については、価格安定対策や共同集出荷施設等の整備など、産地計画等を策定した産地への支援を進めます。
- 3 消費者の多様化するニーズに的確に対応していくため、特色ある品種や生産技術を活かして、野菜、果実、茶、花き花木等園芸作物の戦略的な産地育成等に取り組みます。
- 4 茶産地及び茶業経営体の体質強化を図るため、環境負荷軽減技術や省力化機械・加工施設等の整備を促進するとともに、輸出も見据えた売れる茶づくりに向けた取組を進めます。
- 5 畜産経営の安定に向けて、品質向上や低コスト生産、耕畜連携による自給飼料生産、家畜伝染病に係る防疫体制の強化徹底等に取り組みます。
- 6 普及活動の展開や農業団体等との連携を図る中で、地域の創意工夫を重視した地域活性化の実践・発展プランの策定・実践への支援、農地利用集積に関する施策との連携を図る中で水田を中心とした土地利用調整ルールづくりや集落営農組織等の設立・法人化を促進します。
- 7 消費者が求める食の安全・安心を確保するため、食品事業者の自主衛生管理や食の安全性に関する情報公開を促進します。

〔林業〕

- 1 林業の活性化を図るため、木材生産量の増大に向けた主伐及び低コスト造林を推進し、持続可能な森林経営への取組を促進します。
- 2 県産材を安定的に供給するため、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等による搬出の低コスト化を進め、木材産業の事業基盤の強化、加工・流通の合理化を推進します。また、木材輸出等の県産材の新たな需要拡大に取り組みます。(再掲)
- 3 木質バイオマスのエネルギー利用を促進し、未利用間伐材等の活用を促進します。

〔水産業〕

- 1 内水面水産資源の保全及び活用に向け、稚アユ放流等の増殖のための取組や外来魚等による食害対策等を進めるとともに、ヨシ帯の保全や河川の清掃活動など、漁場環境・生態系の維持・回復を推進します。
- 2 海洋環境の変化に対応するため、高水温等に強く病気になりにくい品種の作出や、養殖期間が短く、生産効率に優れた品種の開発・普及に取組むとともに、新たな魚種の導入の検討を進めます。
- 3 生産コスト削減のため、飼料費や人件費等の削減につながる養殖技術の開発・普及などに取組むとともに、収益性向上のため、養殖水産物の新たなブランドの開発や販路拡大を推進します。

〔その他〕

- 1 県産農産物等の付加価値向上に向け、研修会や交流会の開催などにより事業者間のマッチングを行い、異業種の連携による新商品やサービスの開発を促進します。(再掲)
- 2 地域農林水産物の特徴を生かした戦略的なブランド化に向けた取組を支援します。(再掲)
- 3 顧客満足度の高いサービスを提供できる観光関連産業の育成、観光の多様性に着目した観光資源の

新規開拓による周遊性・滞在性の向上、地域が一体感を持って観光地域づくりを行うための「ブランドづくり」、「地域ストーリーづくり」等を進めます。(再掲)

- 4 三重県が誇る資源を生かして観光地づくりに取り組むほか、「三重県観光の共感者（三重ファン、リピーター）」の新規開拓や再来訪促進を進めます。

(5) 防災に係る基本的事項

山村地域の多くは山間地にあり、斜面の崩壊や浸食による土砂災害・山地災害が発生しやすい条件にある一方で、国土や自然環境を保全するとともに、水源をかん養し、国民に必要な資源を供給するなど国民が安全で快適な生活を営むうえで重要な役割を担っています。

このことから、山村地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともに、山村地域が有する多面的機能を維持するため、施設整備等のハード対策と地域防災力向上に向けたソフト対策を総合的に推進します。

〔国土保全〕

- 1 高潮、波浪、津波による災害から、県民の生命・財産を守るため、海岸堤防の整備等に取り組みます。
- 2 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の生命・財産を守るため、砂防施設の整備、土砂災害警戒区域の指定等に取り組みます。
- 3 山崩れや土石流等の山地災害から、県民の生命・財産を守るため、治山施設の整備に取り組みます。
- 4 洪水、高潮、津波による災害から、県民の生命・財産を守るため、河川堤防等の整備、堆積土砂の撤去のほか、既存施設の計画的な修繕・更新を行い、予防保全に取り組みます。また、警戒避難体制を強化するためのソフト対策として浸水想定区域図の作成等に取り組みます。
- 5 洪水をダムで貯留し下流域の洪水被害の軽減を図るとともに、河川環境維持のため常に水が流れているように十分な流量を確保します。
- 6 防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、「みえ森と緑の県民税」を活用し、土砂や流木の流出を防止するために、異常堆積した土砂や流木となる危険のある立木の除去を行い、災害に強い森林づくりを推進します。

〔消防・防災〕

- 1 広域的な大災害が発生した際に県が市町支援、総合調整を果たすための広域防災拠点を整備するとともに、災害発生時において物資支援や広域避難がすみやかに実施されるよう広域的な応援・受援体制を整備し、災害応急対策活動の円滑化を図ります。
- 2 消防体制の強化に向け、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画（改訂版）」に基づき、効果的な支援を実施し、消防の広域化に取り組みます。
- 3 南海トラフの巨大地震、激化する風水害などの自然災害から県民の命を守るため、避難所の総合整備をはじめ、洪水・土砂災害避難対策、災害時要援護者避難対策など、市町が主体的に取り組む防災・減災対策を支援します。

(6) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

山村地域における医療の確保は、住民の健康・福祉の増進と、地域活力の向上を図るための極めて重要な課題ですが、病院・診療所等をはじめ、医師や看護職員など医療人材の不足は深刻であり、地域における医

療提供体制の維持が困難な状況にあります。

このことから、山村地域の住民が健康で安心して暮らすために医療の確保・充実の取組を進めます。

- 1 ヘき地医療支援機構による代診医の派遣や巡回診療により、ヘき地診療所・無医地区等を支援するとともに、医師の確保等、ヘき地医療対策に取り組みます。
- 2 地域医療構想の実現に向け、医療機関の機能分化・連携を推進することにより、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保を図ります。
- 3 初期、二次救急医療体制の充実や、重篤患者のドクターヘリの活用による迅速な搬送、救命率の向上などにより三次救急医療体制の充実を図ります。
- 4 災害時において、急性期から中長期にわたる医療提供ができる体制づくりに取り組みます。
- 5 安全で安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関の機能分担・連携体制の構築に取り組みます。
- 6 適切な小児医療が提供されるよう、医療機関の連携や医療機能の広域化・集約化等に取り組みます。
- 7 住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を実現できる在宅医療体制づくりに取り組みます。
- 8 運動・食事・禁煙・口腔ケアなど個人の適正な生活習慣の定着を支援するため、県民、NPO、企業、学校、市町等と連携して地域全体で健康づくりを進めます。

(7) 社会福祉施策に関する基本的事項

山村地域では高齢化が県平均に先行して進行する中、高齢者ができるだけ自立しつつ、適切な介護サービスが受けられるよう、介護予防対策や地域リハビリテーション体制の整備に加え介護・福祉人材の確保及び介護施設の整備等の施策を推進するとともに、それらのサービス受けるために必要な住民負担の軽減を図ります。

また、人口流出抑制や移住促進対策の一環として、児童福祉の増進及び子育て環境の確保を図る観点から、児童福祉施設の整備等を推進します。

〔高齢者福祉〕

- 1 すべての高齢者が地域で自立し安心して暮らせるように、円滑な介護サービスの提供や、地域包括ケアシステム構築の取組を支援します。
- 2 特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、市町が進める地域密着型サービスの整備を支援します。
- 3 認知症の人やその家族に対する支援体制を整備するため、啓発や予防から医療、見守り、相談などの総合的な取組を支援します。
- 4 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」および「バリアフリー法」に基づき、不特定多数の人が利用する公共的施設について、エレベーターや多機能トイレの設置など、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 5 元気な高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう、高齢者の社会参画に向けた取組を推進します。

〔子育て〕

- 1 多様化・複雑化する母子保健ニーズに対応するため、安心して妊娠・出産できる母子保健サービスの充実と経済的な支援、地域における相談体制の整備等を進めます。

- 2 多様な保育ニーズに的確に応じられるように、関係者自らが検討に加わりながら、市町と連携し、地域の実情に応じた幼児期の教育・保育や放課後児童対策の支援を行います。
- 3 全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重をめざして、取組を進めます。

(8) 文教施策に関する基本的事項

山村地域は、豊かな自然や伝統文化など地域固有の資源に恵まれ、教育や文化活動の素材が豊富にあるものの、児童生徒数の減少等による小規模校の増加、小・中・高等学校の統廃合等が課題となっています。これらのことから、山村地域において、一層の教育環境の向上を図るために、公立小・中学校の教育施設の整備促進を図ります。また地域住民が身近な自然や文化資源を活用して主体的に体験活動や文化活動に取り組むための環境づくりを推進します。

さらに、振興山村区域外に居住する子どもに対して、豊かな自然環境や伝統文化など山村地域の特性を生かした教育の場を提供する観点にも配慮して施策を展開します。

- 1 地域の特性を生かし、豊かな自然や文化等を教材とした体験的な活動や学校間の交流学习などの教育活動を支援します。
- 2 活力ある学校づくりのために、地域の実態や教育ニーズなどを踏まえながら、学校の適正規模・適正配置を図るとともに、学校教育施設の整備を促進します。
- 3 地域にある廃校施設・余裕教室については、貴重な地域資源として位置づけ、有効活用を図るための取組を支援します。
- 4 地域の食文化の体験活動や学校給食への地域食材・郷土料理の導入等により、子どもたちの郷土への関心を育みます。
- 5 豊かな自然を活かした自然体験活動・生活体験活動の場を提供する地域住民を支援します。
- 6 県民の多様なスポーツニーズに対応できるよう、地域住民が主体的に取り組む総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。
- 7 県民一人ひとりが自主性と創造性を発揮し、郷土への誇りと愛着を育みながら、日々の暮らしの中で生きがいと心の豊かさを実感できるとともに、文化の力を生かして、観光や地域づくりなど幅広い分野と連携することで、活力ある三重の実現に取り組めます。
- 8 歴史的・文化的遺産の保全活用のため、それらの遺産等の現状把握や専門的知識を持った人材の養成等を行いながら、自主的・主体的な地域づくり活動を支援します。

(9) 社会、生活環境施策に関する基本的事項

山村地域は、上下水道などの生活環境の整備が他の地域に比較して十分に行われていません。また、一人当たり所得も都市部と比較すると低く、就業場所も減少していることから、働き場所を求めて若年層が地域外へ流出し、その結果として高齢化・人口減少が進行するという悪循環に陥っています。このため安全・安心な日常生活が営まれるよう、生活排水処理や医師確保など、他地域との格差是正に取り組むほか、安心して生み育てられる環境づくりや働く場づくりに取り組めます。

一方、山村地域の豊かな自然環境は県民の大切な資産であり、健全な状態で次世代へ引き継いでいく必要があるため、人と自然の共生関係の確保に取り組めます。

山村地域においては、美しく風格ある国土の形成に寄与するという役割を踏まえ、集落機能の維持向上を

図るため、買物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組への支援や地域運営組織（RMO）の形成への支援により地域コミュニティの維持・形成を促進するとともに、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備や生活環境整備を一層促進することを基本としつつ、集落としての基礎的条件を維持することが困難な場合においては、住民等の意向を尊重しながら集落の再編整備に向けた取組を支援します。

さらに、集落維持につながる生活環境保全等の一環として、野生鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止のための取組を推進します。野生鳥獣による農林水産業被害は直接的な生産量の減少のみならず、生産意欲の低下による遊休農地・荒廃林の増加など、地域全体の活力低下に大きな影響を与えています。さらに、野生鳥獣の生息域の拡大により車両との衝突事故や人への危害など生活被害も発生しています。

そこで、農林水産業等に係る被害の減少に向けて、侵入防止柵の整備や有害鳥獣の捕獲等による被害防止並びにこれらに寄与する人材の育成及び確保、森林などの生息環境の整備に取り組むとともに、未利用資源活用の観点での獣肉利活用を支援します。

〔水道・生活排水処理〕

- 1 水道用水を安定的に供給するため、老朽化対策、震災対策等の施設整備を促進します。
- 2 水源のかん養と環境保全のため、水源上流域の森林の適正な管理に努めるとともに、水源地域の保全に取り組みます。
- 3 「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、関係団体と連携して、生活排水処理施設の整備を進めます。
- 4 生活排水対策については、浄化槽、下水道、集落排水施設等の効率的・効果的な整備が求められていることから、地域の実情に応じた適切な手法による整備とするほか、浄化槽では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換および市町設置型浄化槽の整備を特に促進します。

〔雇用対策〕

- 1 地域のさまざまな主体と連携・協働して、就職面接会や若年者を対象とした職業相談、求人・求職者情報のホームページでの提供など地域の実情に応じた雇用支援に取り組みます。
- 2 労働条件の向上や勤労者福祉の充実を促進する取組に加え、ワーク・ライフ・バランスの推進など、地域社会の一員として積極的に社会へ参画できる基盤づくりを促進するとともに、若年層の早期離職の未然防止対策を進めます。

〔環境〕

- 1 自然と共生する地域づくりを進めるため、希少野生生物の保全や生態系に配慮した、産業基盤整備を推進します。
- 2 森林組合との連携により、山村地域における不法投棄等の未然防止に向けた取り組みを推進します。
- 3 畜産経営による環境負荷軽減を図るため、耕種農家との連携による家畜排せつ物の有効利用を支援します。
- 4 県自然環境保全地域などの保全を行うほか、NPO等が行う希少野生動植物の保全活動、里地・里山・里海や河川などにおける自然環境保全活動を支援します。
- 5 多様な主体の協働による環境保全活動を促進するため、住民、NPO等の団体、事業者、行政が協力・連携して環境保全に取り組む体制を構築します。
- 6 地域主体による宮川流域づくりの推進に向けて、流域市町との調整を図り、連携して取り組みます。

- 7 農林水産業をはじめとする産業振興、都市との交流や移住・定住の促進、生活環境の整備、伝統工芸・芸能の活性化や人材育成等を通じた集落機能の維持活性化を図ります。
- 8 市町や住民、地域運営組織等の意向を尊重し、必要に応じて国の交付金等も活用しながら、集落の再編整備や活性化に向けた取組を支援します。

〔鳥獣害対策〕

- 1 侵入防止柵の整備や有害鳥獣の捕獲などの「被害対策」を支援します。
- 2 生息数調査や広域での捕獲などの「生息管理」に取り組みます。
- 3 獣害対策を担う人材育成等の「体制づくり」に取り組みます。
- 4 捕獲した野生獣の利活用を促進するため、ジビエの更なる安全性・品質の確保および需要・消費の拡大に向けた取組を支援します。

(10) 移住・交流施策に関する基本的事項

本県の山村は、伊勢志摩国立公園など4つの国立・国定公園と3つの県立自然公園区域内にあり豊かな自然環境が残るほか、熊野古道などの歴史的資源を有し、さらに、特産農林水産物や郷土料理、伝統文化、人と人の絆など、魅力的な地域資源が数多く眠っています。こうした資源を活用した山村地域と都市との交流は、相互理解を深めながら、地域産品の需要拡大や高付加価値化等を通して地域経済を活性化する効果とともに、人的交流による人材確保や将来的な移住に繋がる可能性を生み出す効果も期待されます。

このため、山村地域への移住の促進を含めた山村地域における定住の促進に向け、移住に関する情報の効果的な発信と相談・受入体制の整備を促進するとともに、山村地域の交流情報の収集・提供、人材の育成、地域内連携による受入態勢整備等幅広い交流の支援体制を整備し、効果的で継続性のある交流事業の促進を図ります。

〔交流〕

- 1 都市や企業等との交流・連携の促進などを通じて、農山漁村をさまざまな主体が関わる中で支えていく仕組みや住民の生きがいづくりに取り組むとともに、交流人口の拡大、就業機会の確保等を図り、人や産業が元気な農山漁村づくりにつなげます。
- 2 若者や女性など多様な遊漁者の確保につながるよう、天然資源を守りつつ、新たな漁法の導入などさまざまな遊漁者ニーズに応える魅力的な川づくりについての検討を支援します。
- 3 すぐれた自然の風景地を県民の資産として継承するため、自然公園の適正な保護、管理を行うとともに、公園利用施設や自然遊歩道等の適切な維持管理や整備を進め、県民が豊かな自然に親しみ、ふれあう機会を提供します。
- 4 三重県が誇る資源を生かして観光地づくりに取り組むほか、「三重県観光の共感者（三重ファン、リピーター）」の新規開拓や再来訪促進を進めます。（再掲）

〔移住・定住対策〕

- 1 移住希望者への相談体制を強化するとともに、市町や関係機関と連携して仕事や暮らしなど移住に関するさまざまな情報の提供・発信を行います。
- 2 住むところや働く場の情報提供も含めた相談をワンストップで行うとともに、就職相談セミナー等を開催するなど、U・Iターン希望者に密接な情報提供、就職相談を行う体制づくりを進めます。

(11) 担い手施策に関する基本的事項

山村地域における農林水産業は、農林水産物の価格の形成において、需給事情及び品質評価が適切に反映されていないことや安価な輸入製品の増加等により停滞しており、後継者の不足や高齢化に伴う担い手の減少が進み課題となっています。しかしながら、農林水産業は食料の安定供給をはじめとして、水源かん養、災害防止などさまざまな役割を担っており、これらの役割を将来にわたり持続的に維持、増進していくことが求められています。

そこで、農林水産業を支える意欲ある担い手の育成や経営力強化を図るため、新規就業希望者や農林水産業参入企業、障がい者等への就業・技術支援の充実により、新たな経営体等の確保や担い手の経営規模拡大に向けて支援を行います。また、地域の女性等の活躍に向けた支援を行います。

- 1 農林水産業への就業に関心を持っている若年層に対し、農林水産業の知識を身につけるセミナー、情報提供等を行い、就業機会の拡大を推進します。
- 2 農林水産業への就業希望者に対する相談活動、研修の実施、資金の貸付など総合的な対策を推進します。
- 3 新規就業者の確保・定着に向け、人材育成機能の充実を図るとともに、受入体制の整備を進めます。
- 4 林産物の供給を担う森林所有者の林業経営等を支援するため、林業に関する技術や知識の普及と森林施業に関する助言等を行います。
- 5 農林漁業就業者を確保・育成するため、基礎的研修や体験研修などを実施します。
- 6 自立をめざす農林漁業経営体の経営の安定化や法人化を促進します。
- 7 農林水産業における障がい者就労の促進に向けて、農林水産業に参入した福祉事業所の経営安定と発展、マッチング人材育成、経営体への意識啓発に取り組みます。
- 8 農山漁村における男女共同参画を推進するため女性起業家の能力開発支援に取り組むとともに、男女ともに仕事と子育て等を両立できる環境整備を進めます。

(12) 自然環境の保全及び再生に係る基本的事項

山村地域は、本県の農林地の多くを含み、国土保全や水源かん養、二酸化炭素の吸収 など多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていますが、農林水産業における後継者の不足や高齢化に伴う担い手の減少など、その機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっています。

このため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めるほか、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律等に基づき、地域住民による農地・農業用施設などの継続的な保管理活動等を支援することにより、多面的機能の発揮を促進します。また、農家や林家だけで農林地を保全していくことは困難な状況に直面していることから、農林地の保全活動などへの若者や女性、都市住民、企業等多様な人材の参画を促します。

- 1 森林の持つ多面的機能の維持・増進や持続的な林業生産活動の推進を図るため、造林事業、林道事業による森林資源の循環利用を促進します。
- 2 県産材の安定的な供給と利用の拡大、林業の担い手の確保や育成、林業関係団体等の基盤の強化などを通じて、森林の適正管理を進めます。
- 3 二酸化炭素の吸収や水源かん養などの森林の持つ公益的機能を高度に発揮する森林づくりを進めるため環境林整備を実施します。

- 4 条件不利農地について多面的機能を持続的、効果的に発揮させるため、農業生産活動の継続を支援します。
- 5 農業・農村地域の多面的機能を発揮させるため、地域住民による農地や農業用施設等の地域資源の維持保全活動を支援します。
- 6 住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、「みえ森と緑の県民税」を活用し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して行う森林づくりの施策を支援し、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。
- 7 都市住民や企業等多様な主体が参加した農林地の保全を促進します。

(13) その他施策

多くの山村地域を含む県南部地域は、世界遺産熊野古道や紀伊山地の山々、複雑に入り組んだリアス海岸など、本県においても特に個性的で魅力ある地域です。しかしながら、農林水産業の低迷や地理的に不利な条件等により、地域経済の停滞や若年層の流出、高齢化が進行し、地域の活力が低下しており、県内の他の地域との格差がますます広がっていくことが危惧されています。

そこで、地域を支える世代の人口流出を防ぐため、市町や地域の実情・課題に応じ働く場の確保や定住促進に向けた取組の支援を進めます。また、東紀州地域においては、関係者と連携して熊野古道をはじめとする地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興などの取組を推進します。

- 1 地域の実情に応じて市町がさまざまな形で連携した取組を積極的に支援するとともに、情報共有や課題解決に向けた話し合いの場を設けることで、南部地域における市町の連携を促進し、定住の促進や働く場の確保に向けて、効果的・効率的に取り組めます。
- 2 地域おこし協力隊の将来的な定住・定着の促進に向けて、隊員や隊員受入市町へのサポートを展開します。
- 3 世界遺産熊野古道をはじめとする自然・歴史・文化などを生かした集客交流や地域資源を生かした産業振興の取組を進めます。
- 4 東紀州地域において、高速道路の整備など、基幹産業である第一次産業を活性化するチャンスが生まれていることから、一次産品を生かした高付加価値化や販売促進に取り組めます。

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県では、おおむね10年先を見据えた、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示す県の長期構想である「強じんな美し国ビジョンみえ」及びビジョンの掲げる基本理念の実現に向けて、推進する取組内容をまとめた中期の戦略計画である「みえ元気プラン」（令和4年度～令和8年度）を作成し、様々な施策、事業に取り組んでいるとともに、三重県地域防災計画、三重県国土強靱化地域計画の推進も図っています。

また、本県の振興山村の多くは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域にも指定されており、過疎地域持続的発展方針（令和7年度策定）及び同計画が策定されています。その他、半島振興法に基づく地域指定及び半島振興計画が策定されており、特定農山村法に基づく地域にも指定されています。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進します。